

## 【 法 務 委 員 会 】

### (1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件、衆議院議員提出5件の合計12件であり、内閣提出6件（うち本院先議1件）、衆議院議員提出5件の合計11件を可決した。

また、本委員会付託の請願10種類210件のうち、2種類65件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、地方裁判所における民事訴訟事件、倒産事件、執行事件並びに家庭裁判所における家庭事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を30人、裁判官以外の裁判所職員の員数を9人それぞれ増加するものであり、また、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めるものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、裁判官の増員と司法制度改革との関係、弁護士任官制度の意義及びその実情、家庭裁判所調査官等の裁判所職員を大幅に増員する必要性、裁判所の名称の定め方等について質疑を行い、いずれも全会一致で可決した。

なお、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対して、裁判官及び裁判官以外の裁判所職員の大幅増員、裁判所施設の整備・拡充等を内容とする附帯決議を行った。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を平成14年3月31日まで延長するとともに、土地の再評価を行うことができる法人の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものである。また、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を平成15年3月31日まで2年間延長しようとするものである。以上2法律案は、自民、公明及び保守の与党3党の共同提案により衆議院に提出された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、両制度の利用状況及び延長の必要性、再評価を行う場合の評価方法、対象となる会社を拡大する理由、再評価後に地価が下落した場合の取扱い等について質疑を行った。質疑終局後、共産から両法律案に反対の意見が述べられた後、いずれも賛成多数で可決した。

刑法の一部を改正する法律案は、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードの普及状況等にかんがみ、その社会的信頼を確保するため、代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為についての処罰規定を整備しようとするものである。

委員会においては、カード犯罪の処罰に関する現行法制及び主要先進国の状況、不正作出罪等に比べ所持罪の刑罰を軽くした理由、カード犯罪の国際的取締りの必要性、カード

の偽造防止対策、カード犯罪被害者の救済問題等について質疑を行い、全会一致で可決した。

弁護士法の一部を改正する法律案は、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図るため、弁護士を社員とし、弁護士業務を行うことを目的とする「弁護士法人」の設立を可能にしようとするものである。

委員会においては、弁護士事務所の法人化のメリット、法人化と司法制度改革との関連、法務大臣による解散命令請求と弁護士自治との関係、総合的事務所の法人化問題、社員一人の法人を認める意味等について質疑を行い、全会一致で可決した。

業界団体や同窓会などの公益も営利も目的としない団体については、法人格を取得する一般的な規定がない。このため、積極的に公益を図ることを目的としない非営利団体に対しても公益法人としての法人格が付与され、税制上の優遇措置も与えられる例も見られるなど、公益法人制度に対する社会的批判が生じている。また、法人を公益法人と営利法人とに二分する民法の規定により、法人格を付与することができない領域が生じていることについて、古くから民法学者により法の間隙を埋める立法措置の必要性が指摘されていた。中間法人法案は、こうした事情を背景に、公益も営利も目的としない団体について、準則主義による法人格の取得を可能とする一般的な制度を創設し、法人格取得の要件及び法人格取得後の組織及び運営についての規律を定めるものである。

委員会においては、中間法人制度の意義とその創設が遅れた理由、公益法人改革と本法律案との関係、公益法人から中間法人への移行の問題、非営利法人制度全般の見直し等を中心に質疑を行った。参考人として出席した能見東京大学教授は、中間法人制度の意義について団体活動の活性化による社会全体の活性化を強調し、今後の課題として公益法人制度全般の見直しが重要であると述べた。また、雨宮松蔭女子大学教授は、公益を広く解釈して無理に公益法人となった互助団体等を中間法人に移行させることも中間法人制度の目的としながら、検討過程で組織変更の規定がなくなったことに言及し、本制度の意義に疑問を示した。

採決の結果、本法律案は全会一致で可決し、非営利団体に関する法人制度の検討や公益性の乏しくなった法人の中間法人への転換等を行うことを内容とする附帯決議を行った。

債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を大幅に拡大すること等をその主な内容とするもので、与党3党の共同提案により、衆議院に提出された。

委員会においては、取扱債権拡大についての基本的考え方、政令で定める見込みの取扱債権、利息制限法違反の債権の取扱いと適法利息への引き直し義務の遵守、サービサー業への暴力団関与の排除等について質疑を行い、共産及び社民がそれぞれ反対討論を行った後、賛成多数で可決した。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

株価が低迷を続ける中、経団連が金庫株の解禁を政府・与党に要望したことから、与党3党の証券市場等活性化対策プロジェクトチームは、緊急経済対策の一環として商法改正を行うことを決定した。与党3党の共同提案により衆議院に提出された商法等の一部を改正する等の法律案は、会社による自己株式の自由な取得・保有を認める金庫株の解禁と、個人投資家の投資意欲の促進を狙った株式分割時の制限撤廃等を主な内容とするものであ

り、また、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、証券取引法等の関係法律の整備を行うものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、金庫株解禁の意義と弊害の防止、今回の改正と緊急経済対策との関係、法定準備金の減少と資本充実の原則との関係、単元株制度創設の妥当性、相場操縦・インサイダー取引の防止と監視体制の強化等について質疑が集中した。参考人として出席した神田東京大学教授は、自己株式の取得を原則禁止としてきた資本充実の原則を害するおそれ等の弊害に対しては、両法律案が手当てをしており、自己株式の取得を取得の手段・方法・財源という3つの規制で横断的・統一的に取り扱うこととする妥当な内容であるとの見解を示した。これに対し、末永大阪大学教授は、自己株式取得の原則禁止から原則容認への大転換には慎重な議論が望まれ、目的・理由規制のない自己株式取得の要件は甘過ぎ、会社支配の固定化・経営者独裁の助長という弊害に防止策が講じられておらず、金庫株は実質的な株価操縦と言えらるるとして、両法律案に反対の意見を述べた。

討論では、自保、公明及び自由から、企業の競争力の向上を図り、経済構造改革を実現する上で有益な施策であることから賛成の意見が述べられ、インサイダー取引による不正取引の助長となること、商法の基本原則を根本的に改変するものであること、緊急経済対策として商法を改正することへの疑問等から反対の意見が、民主、共産及び社民から述べられ、採決の結果、賛成多数で両法律案を可決した。

民事訴訟法の一部を改正する法律案は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書に係る文書提出命令について、文書提出義務を一般義務とするとともに、文書提出義務の存否を判断するための手続を整備する等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、この法律の施行後3年を目途として、公文書に係る文書提出命令制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする修正が行われている。

委員会においては、民事訴訟における刑事事件記録の利用状況、刑事事件関係書類等を文書提出命令の対象から除外した理由、高度の公務秘密文書とインカメラ手続、不起訴事件記録の開示の拡大等について質疑が行われた。質疑終局後、共産及び社民の共同提案により、刑事事件関係書類等を提出義務から一律に除外しないこと等を内容とする修正案が提出され、共産から修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられた後、採決の結果、修正案を賛成少数で否決し、原案を賛成多数で可決した。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

平成8年2月、法制審議会は、個人を尊重し、男女間の対等な関係を確立しようとする観点から、選択的別氏制の導入を軸とする婚姻制度等の民法改正案要綱を決定したが、政府の民法改正案は未だ提出されていない。民主、共産、社民及びさきの参議院議員の発議による民法の一部を改正する法律案（参第19号）は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすることなどを内容とするものである。委員会においては、趣旨説明を聴取したが、審査未了となった。

## 〔国政調査等〕

3月15日、高村法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取した。同日、福岡地検前次席検事による捜査情報漏えい問題について報告を聴取し、質疑を行った。主な質疑内容は、福岡地検前次席検事が福岡高裁判事に告知した捜査情報の内容、福岡地検前次席検事の行為が守秘義務違反に当たらない理由、事件に対する国民の受け止め方と司法への信頼回復のための措置、検察審査会の機能強化、判検交流の実態と見直しの必要性、司法行政上伝達が許容される情報の範囲等である。

同月22日、予算委員会より委嘱を受けた平成13年度裁判所及び法務省所管予算について審査を行った。質疑では、組織犯罪対策3法の運用状況及び国際組織犯罪条約批准のための国内法整備、オウム真理教の最近の活動状況及び公安調査庁の調査体制、公証人採用試験実施の必要性、不法滞在者及び外国人犯罪の推移、女子差別撤廃条約の選択議定書の意義と我が国が批准しない理由、刑務所内の厳正独居の改善、山形県酒田市の障害者小規模作業所における所長らによる通所生の女性に対する売春強要事件と酒田検察審査会の判断等の問題が取り上げられた。

また、同日、法務行政の基本方針について質疑を行った。質疑では、国際受刑者移送制度、検察官及び裁判官の意識改革、民族名のままで帰化できることを周知する必要性、人種差別撤廃委員会の最終見解、懲罰的損害賠償制度の検討、弁護士費用敗訴者負担制度の問題点、性犯罪を非親告罪化する必要性等の問題が取り上げられた。

4月3日、矯正行政及び出入国管理行政に関する実情調査のため府中刑務所及び東京入国管理局第二庁舎の視察を行った。

5月17日、森山法務大臣から法務行政の諸施策について説明を聴取し、同月24日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、司法制度改革、刑事・民事の基本法制の整備、最近の不法入国事件及び不法入国者等の防止対策、「らい予防法」違憲国家賠償請求事件判決、人権救済制度の在り方、選択的夫婦別氏制度の導入、矯正施設における接見交通権等について質疑を行った。

6月28日、司法制度改革に関する諸問題について、参考人佐藤幸治司法制度改革審議会会長から説明を聴取した後、裁判の迅速化、民事訴訟費用の敗訴者負担制度の導入、隣接法律専門職種の利用、法律扶助制度の拡充、偏った判検交流の是正、真の司法改革を実現するための法学教育の必要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成13年2月6日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針について高村法務大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度法務省及び裁判所関係予算について長勢法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。
- 福岡地方検察庁前次席検事による捜査情報漏えい等に関する件について最高裁判所当局から報告を聴いた後、高村法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

### ○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（裁判所所管及び法務省所管）について高村法務大臣、長勢法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。  
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 法務行政の基本方針に関する件について高村法務大臣、長勢法務副大臣、桜田外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）
- 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）  
以上両案について高村法務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）  
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）  
以上両案について高村法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。  
（閣法第30号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無  
反対会派 なし  
（閣法第42号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無  
反対会派 なし  
なお、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員佐藤剛男君から趣旨説明を聴き、  
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員杉浦正健君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月29日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）  
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員佐藤剛男君、同杉浦正健君、高村法務大臣、政府参考人、最高裁判所当局、参考人預金保険機構理事長松田昇君及び同機構理事花野昭男君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（衆第7号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無  
反対会派 共産  
（衆第8号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無  
反対会派 共産

○平成13年5月17日（木）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務行政の諸施策に関する件について森山法務大臣から説明を聴いた。

○平成13年5月24日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法制度改革に関する件、民事・刑事の基本法制の整備に関する件、最近の不法入国事件及び不法入国者等の防止対策に関する件、「らい予防法」違憲国家賠償請求事件判決に関する件、人権救済制度の在り方に関する件、選択的夫婦別氏制度導入に関する件、矯正施設における接見交通権に関する件等について森山法務大臣、横内法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
- 刑法の一部を改正する法律案（閣法第58号）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑法の一部を改正する法律案（閣法第58号）について森山法務大臣、上野内閣官房副長官、横内法務副大臣、中川法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第58号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由  
反対会派 なし

- 弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について森山法務大臣、中川法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第62号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自由

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成13年6月5日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 中間法人法案（閣法第70号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年6月7日（木）（第11回）

- 中間法人法案（閣法第70号）（衆議院送付）について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授能見善久君及び松蔭女子大学経営文化学部教授雨宮孝子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中間法人法案（閣法第70号）（衆議院送付）について森山法務大臣、横内法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第70号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本幸三君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月12日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本幸三君、同漆原良夫君、同上田勇君、森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第21号）賛成会派 自保、民主、公明、自由

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月14日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○商法等の一部を改正する等の法律案（衆第26号）（衆議院提出）

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員長勢甚遠君から趣旨説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○民法の一部を改正する法律案（参第19号）について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○商法等の一部を改正する等の法律案（衆第26号）（衆議院提出）

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員金子一義君、同漆原良夫君、同谷口隆義君、同小池百合子君、同相沢英之君、森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月21日（木）（第15回）

○商法等の一部を改正する等の法律案（衆第26号）（衆議院提出）

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）（衆議院提出）

以上両案について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授神田秀樹君及び大阪大学大学院法学研究科教授末永敏和君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○商法等の一部を改正する等の法律案（衆第26号）（衆議院提出）

商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員金子一義君、同長勢甚遠君、同小池百合子君、同根本匠君、同谷口隆義君、同相沢英之君、同漆原良夫君、森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（衆第26号） 賛成会派 自保、公明、自由

反対会派 民主、共産、社民

（衆第27号） 賛成会派 自保、公明、自由

反対会派 民主、共産、社民

○民事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君から説明を聴いた。



○平成13年6月26日（火）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。  
（閣法第69号）賛成会派 自保、民主、公明、自由  
反対会派 共産、社民  
なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月28日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法制度改革に関する諸問題に関する件について参考人司法制度改革審議会会長佐藤幸治君及び政府参考人から説明を聴いた後、森山法務大臣、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人司法制度改革審議会会長佐藤幸治君に対し質疑を行った。
- 請願第1438号外64件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第326号外144件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第30号）

##### 【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官のうち、判事の員数を30人増加し、1,390人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を9人増加し、2万1,657人に改める。
- 3 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

##### 【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、「国民の信頼にこたえる司法」を実現するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 近時、急増を続け、また、複雑多様化する各種紛争事件の適正・迅速な処理を図るため、裁判官及びその他の裁判所職員を大幅に増員するとともに、裁判所の施設の整備、拡充を図ること。
- 2 福岡における捜査情報の漏えい問題等により、裁判官、検察官に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることは極めて憂慮すべき事態であり、国民の批判を真摯に受け止め、関係者の職業倫理の保持、法曹三者の交流の在り方等につき、国民に開かれた司法を実現し、その信頼を回復するための措置を講ずること。

右決議する。

#### 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）

##### 【要旨】

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 埼玉県浦和市、同大宮市及び同与野市が合併によりさいたま市となることに伴い、浦和地方裁判所、浦和家庭裁判所及び浦和簡易裁判所の名称をそれぞれさいたま地方裁判所、さいたま家庭裁判所及びさいたま簡易裁判所に変更する。
- 2 市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の所在地及び管轄区域の表示について所要の整理を行う。
- 3 この法律は、平成13年5月1日から施行する。

#### 刑法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

##### 【要旨】

本法律案は、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードの普及状況等にかんがみ、その社会的信頼を確保するため、代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為についての

処罰規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 支払用カード電磁的記録不正作出等

- (1) 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であって、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、10年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとし、預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。
- (2) 不正に作られた(1)の電磁的記録を、(1)の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、(1)と同様とする。
- (3) 不正に作られた(1)の電磁的記録をその構成部分とするカードを、(1)の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、(1)と同様とする。
- (4) (1)の目的で、(3)のカードを所持した者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 2 支払用カード電磁的記録不正作出準備

- (1) 1の(1)の犯罪行為の用に供する目的で、1の(1)の電磁的記録の情報を取得した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとし、情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。
- (2) 2の(1)の目的で、不正に取得された1の(1)の電磁的記録の情報を保管し、又は、器械若しくは原料を準備した者も、2の(1)と同様とする。

#### 3 未遂罪

1の(1)から(3)まで及び2の(1)の罪の未遂は、罰する。

#### 4 国外犯処罰

1から3までの罪は、国外で犯したすべての者を罰する。

#### 5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

## 弁護士法の一部を改正する法律案（閣法第62号）

### 【要旨】

本法律案は、弁護士業務の基盤を拡大強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図るため、弁護士を社員とし、弁護士業務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 弁護士法人の社員は弁護士に限るものとし、設立の方式については、準則主義による。
- 2 弁護士法人の業務範囲は、基本的に自然人たる弁護士と同様のものとする。
- 3 法人の業務については、原則として、全社員が業務執行権限及び代表権限を有するが、特定事件について、法人が業務を担当する社員を指定した場合には、指定社員のみが特定事件についての業務執行権限及び代表権限を有する。
- 4 弁護士法人がその債務を完済できない場合には、原則として、全社員が無限連帯責任を負うが、特定事件について業務を担当する社員が指定された場合には、当該事件に関

し依頼者に対し負担すべき弁護士法人の債務については、指定社員のみが無限連帯責任を負う。

- 5 弁護士法人は、従たる事務所を設けることができる。
- 6 弁護士法人は、弁護士と同様、弁護士会及び日本弁護士連合会の会員になり、その指導監督を受ける。
- 7 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

## 民事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

### 【要旨】

本法律案は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、公文書（公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書）に係る文書提出命令について、文書提出義務を一般義務とするとともに、文書提出義務の存否を判断するための手続を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 公文書についても、私文書の場合に提出義務が除外されている文書のほか、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書等を除いて、文書提出義務があるものとする。
- 2 除外された文書に該当するかどうかは、裁判所が判断するものとする。
- 3 除外された文書に該当するかどうかを判断するための手続として、いわゆるインカメラ手続を設けるものとする。
- 4 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、この法律の施行後3年を目途として、公文書に係る文書提出命令制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする修正が行われた。

### 【附帯決議】

政府は、附則第3項の検討に当たっては、民事訴訟における公文書の利用の一層の充実を図る観点から行い、特に刑事事件関係書類等については、捜査、公判及び裁判確定の各段階ごとに異なる文書開示制度の趣旨を念頭に置きつつ、民事訴訟における証拠としての必要性に配慮した制度となるよう検討すべきである。

右決議する。

## 中間法人法案（閣法第70号）

### 【要旨】

本法律案は、公益も営利も目的としない団体について、準則主義による法人格の取得を可能とする一般的な制度を創設し、法人格取得の要件及び法人格取得後の組織及び運営についての規律を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 1 中間法人の定義

中間法人とは、社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であって、本法律により設立されたものをいう。

## 2 中間法人の成立

中間法人は、準則主義により主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立する。

## 3 中間法人の種類

中間法人は、法人の債権者に対して、社員が責任を負わない有限責任中間法人と、社員が責任を負う無限責任中間法人の2種類とする。

## 4 社員の出資及び持分

出資をすることは社員となるための要件ではなく、社員は、剰余金分配請求権及び退社時の財産払戻請求権を有しない。

## 5 残余財産の帰属

解散後の残余財産の帰属は、定款の定めによるが、これがないときは、有限責任中間法人は社員総会の決議、無限責任中間法人は総社員の同意により定まり、これらによっても定まらないときは、国庫に帰属する。

## 6 有限責任中間法人

- (1) 設立に当たっては、社員になろうとする者が共同して定款を作成し、各自署名して、公証人の認証を受ける。
- (2) 最低基金総額を300万円とする。
- (3) 社員は、定款の定めにより、経費を支払う義務を負う。
- (4) 社員総会は、法定事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- (5) 理事が法人の業務の決定及び執行を行い、法人を代表する。理事の任期は、2年とする。
- (6) 監事を必置機関とし、監事は、業務監査及び財産状況等の調査を行う。監事の任期は、3年とする。
- (7) その他、有限会社制度に準じた規定を設ける。

## 7 無限責任中間法人

- (1) 設立に当たっては、社員になろうとする者が共同して定款を作成し、各自署名する。
- (2) 法人は、無限責任中間法人の社員となることができない。
- (3) 社員は、定款の定めにより、経費を支払う義務を負う。
- (4) 法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、社員は、連帯して責任を負う。
- (5) 法人の業務は、社員の過半数の意見により決定し、各社員が執行する。
- (6) 社員は、法人の業務及び財産状況を調査することができる。
- (7) その他、合名会社制度に準じた規定を設ける。

## 8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の努力をすべきである。

- 1 非営利団体に関する法人制度については、非営利団体の活動が社会及び国民生活にとって重要なものであることを踏まえ、社会の変化に十分対応することができる制度とする観点から、公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討すること。
- 2 公益法人制度の在り方が社会的批判を招いている状況にかんがみ、公益法人として真にふさわしい事業内容と運営を確保するため厳正に指導、監督を行うとともに、公益性の乏しくなった法人については中間法人への転換その他の是正のための必要な措置を講ずること。  
右決議する。

## 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆第7号）

### 【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を平成14年3月31日まで延長するとともに、土地の再評価を行うことができる法人の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 土地の再評価を行うことができる法人の拡大  
土地の再評価を行うことができる法人に、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社を加える。
- 2 土地の再評価の実施期限の延長等
  - (1) 土地の再評価の実施期限を平成14年3月31日まで延長する。
  - (2) 再評価差額金をもって自己株式を買い受けて消却することができる期限を平成14年3月31日まで延長する。
- 3 施行期日  
この法律は、平成13年3月31日から施行する。

## 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第8号）

### 【要旨】

本法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を2年間延長し、平成15年3月31日までとする。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

## 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第21号）

### 【要旨】

本法律案は、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等にかんがみ、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を大幅に拡大し、あわせて債権回収会社の業務に関する規制の一部を緩和しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

#### 1 債権回収会社の取扱債権の範囲の拡大

債権回収会社が管理及び回収を行うことができる特定金銭債権の範囲を拡大し、以下の債権を新たに取り扱いすることができるようにする。

- (1) 貸金業の規制等に関する法律に規定する登録貸金業者が有する又は過去に有していた貸付債権
- (2) 資産の流動化に関する法律に基づいて設立された特定目的会社等が流動化対象資産として有する金銭債権
- (3) 破産、民事再生など法的倒産手続中の者が有する金銭債権
- (4) 金融機関等が有する又は過去に有していた貸付債権の担保に供されている金銭債権
- (5) ファクタリングを業として行う金融機関等が有する金銭債権
- (6) 特定調停の成立時に、特定債務者が有する金銭債権

#### 2 債権回収会社の業務に関する規制の一部緩和

債権回収会社は、利息制限法に定める利息又は不履行による賠償額の制限額を超える利息又は賠償額の支払を伴う特定金銭債権に係る債務については、適法利息に引き直した上で支払を請求することができる。

#### 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、この法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 本法が、サービスの業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであることにかんがみ、サービス制度の趣旨・内容について、研修等を通じて回収業務従事者等の関係者へ周知徹底し、債務者の権利・利益を損なわないよう努めるとともに、広く国民に対しても広報を行うこと。
- 2 サービスの取扱債権が拡大されることに伴い、サービスに、貸金業の規制等に関する法律第17条等に規定する債務者への書面の交付を遵守させ、利息制限法に規定する適法利息に引き直す義務を確実に履行しなければならないとするなど、業務に関する規制が遵守されるよう十分指導監督すること。
- 3 暴力団関係者等不適切な者のサービス業への参入又は関与が、いかなる形態であってもなされることのないよう、その排除に一層尽力すること。

右決議する。

## 商法等の一部を改正する等の法律案（衆第26号）

### 【要旨】

本法律案は、最近における経済情勢にかんがみ、会社の経営の自由度を高め、経済構造改革を進める観点からいわゆる金庫株の解禁に関し商法等の規定の整備を行うとともに、個人投資家の株式投資への参入を容易にするため、株式に係る純資産額規制を撤廃する等の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 自己株式の取得及び保有制限の見直し

##### (1) 自己株式の取得

###### ① 取得の範囲

会社は、定時総会の決議をもって、配当可能利益及び資本の4分の1を控除した法定準備金の範囲内で、次の定時総会の終結の時までに取得できる自己株式の種類、総数及び取得価額の総額を定め、これに基づいて自己株式を取得することができる。

###### ② 取得の方法

自己株式の取得は、原則として、市場取引又は公開買付けによるが、売主につき株主総会の特別決議を経ることにより、相対取引によることもできる。

###### ③ 子会社からの自己株式の取得

会社は、子会社の保有する自己株式について取締役会の決議により、その種類、総数、取得価額の総額を定めて取得することができる。その取得価額の総額は、中間配当の限度額以内とする。

###### ④ 取締役の責任

取締役は、営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生じるおそれがあるときは、自己株式の買受けをすることができない。営業年度の終わりに欠損が生じたときは、自己株式を買い受けた取締役は、その欠損額等を上限として、会社に対し連帯して賠償責任を負う。

##### (2) 自己株式の保有

会社は、取得した自己株式を、期間、数量等の制限なく保有することができる。

##### (3) 自己株式の処分等

###### ① 自己株式の処分

会社は、保有する自己株式について取締役会の決議により、その種類、数、価額等を定めて処分することができる。この場合には、新株発行の規定を準用する。

###### ② 自己株式の消却

会社は、保有する自己株式について取締役会の決議により、その種類及び数を定めて消却することができる。自己株式を消却する決議をしたときは、遅滞なく株式失効の手続をとることを要する。

#### 2 法定準備金制度の見直し

利益準備金として積み立てるべき金額は、資本準備金の額と併せて資本の4分の1までとする。

#### 3 純資産額規制の撤廃

##### (1) 額面株式の廃止



額面株式を廃止し、無額面株式に統一する。

(2) 会社設立時の規制の撤廃

会社設立時の株式発行価額が5万円を下ることができないとする規定を削除する。

(3) 株式分割時の規制の撤廃

株式の分割時の額面総額が資本額を超えることができないとする規定及び分割後の1株当たりの純資産額が5万円を下ることができないとする規定を削除する。

4 株式の単位の見直し

(1) 単位株制度の廃止及び単元株制度の創設

単位株制度を廃止し、会社は、定款で一定の数の株式をもって1単元の株式とする旨を定めることができる単元株制度を創設する。株主は、1単元の株式について1個の議決権を有する。

(2) 端株制度の整備

端株券の廃止等端株制度を整備する。

5 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の廃止

自己株式の取得及び保有制限の見直しに伴い、自己株式の取得に関する特例を定めた株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律は、廃止する。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第27号）

### 【要旨】

本法律案は、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、証券取引法ほか68の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 証券取引法の一部改正

内閣総理大臣は、会社が自己株式の取得、又は処分のために行う上場等株券（証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券に該当する株券）の売買等について、市場における相場操縦行為を防止するため、取引の公正を確保するため必要かつ適当であると認められる事項を内閣府令で定めることができる。

2 施行期日

この法律は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行する。

#### (4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※30	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	13. 2.16	13. 3.21	13. 3.27 可決 附帯	13. 3.28 可決	13. 3.7 法務	13. 3.16 可決 附帯	13. 3.16 可決
42	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2.27	3.21	3.27 可決	3.28 可決	3.7 法務	3.16 可決	3.16 可決
58	刑法の一部を改正する法律案	参	3.2	5.22	5.29 可決	5.30 可決	6.12 法務	6.22 可決	6.26 可決
62	弁護士法の一部を改正する法律案	衆	3.6	5.28	5.31 可決	6.1 可決	5.18 法務	5.23 可決	5.24 可決
69	民事訴訟法の一部を改正する法律案	衆	3.13	6.21	6.26 可決 附帯	6.27 可決	6.5 法務	6.19 修正 附帯	6.19 修正
			○13.6.5 衆本会議趣旨説明						
70	中間法人法案	衆	3.13	6.4	6.7 可決 附帯	6.8 可決	5.23 法務	5.29 可決 附帯	5.31 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
19	民法の一部を改正する法律案	千葉 景子君 外10名 (13.5.10)	13. 5.14		13. 6.14	未了				

・衆議院議員提出法律案（5件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
7	土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案	大原 一三君 外5名 (13.3.13)	13. 3.14	13. 3.23	13. 3.26	13. 3.29 可決	13. 3.30 可決	13. 3.16 法務	13. 3.23 可決	13. 3.23 可決

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
8	金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案	保岡 興治君 外6名 (13. 3. 14)	3. 14	3. 23	3. 26	3. 29 可決	3. 30 可決	3. 15 法務	3. 23 可決	3. 23 可決
21	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案	山本 幸三君 外3名 (13. 4. 27)	5. 1	6. 5	6. 6	6. 12 可決 附帯	6. 13 可決	5. 25 法務	6. 5 可決 附帯	6. 5 可決
26	商法等の一部を改正する等の法律案	相沢 英之君 外6名 (13. 5. 18)	5. 22	6. 14	6. 14	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 25 法務	6. 12 可決	6. 14 可決
27	商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	相沢 英之君 外6名 (13. 5. 18)	5. 22	6. 14	6. 14	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 25 法務	6. 12 可決	6. 14 可決

(注) 附帯 附帯決議